

木更津市民憲章の制定等を議会の議決事件として定める条例の制定について

現在、市民憲章の改定については、市議会の議決案件とされていませんが、市民の行動規範となる市民憲章については、市民の代表である市議会の議決を得たうえで改定する必要があると考えます。

このため、「市民憲章の制定等を議会の議決事件として定める条例（案）」を市議会 12 月定例会に提案すべく手続きを進めています。

○条例（案）の主な内容

（趣旨）

1 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定により、木更津市民憲章の制定等を議会の議決事件とすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

2 この条例において木更津市民憲章（以下「市民憲章」という。）とは、魅力ある持続可能なまちづくりのための市民の日常生活における行動規範を示すものをいう。

（議会の議決）

3 市は、市民憲章を制定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。